

地方独立行政法人青森県産業技術センターにおける 公的研究費の使用に関する行動規範

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」という。）における研究業務は、県民の信頼とそれに基づいた県民からの負託によって支えられており、公的研究費（注）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものである。

このことを踏まえ、センターは研究業務の信頼性と公正性を担保し、研究業務に対する県民の信頼を確保するため、研究業務を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

センターの研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費がセンターの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及びセンターが定める規程等、並びに事務処理手続及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において県民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(注) 公的研究費とは、運営費交付金、補助金、受託研究費、助成金等を財源としたセンターで扱うすべての研究費をいう。